

男女共同参画会議 監視専門調査会(第6回)資料

平成23年10月
経済産業省

企業活力とダイバーシティ推進に関する調査研究(平成23年度)

女性の活躍促進を中心としたダイバーシティの推進に関する施策展開に向けて、日本経済におけるダイバーシティ推進の意義、ワークライフバランスの必要性、企業のパフォーマンスへの影響について、調査研究を行う。

調査概要

<目的>

企業におけるダイバーシティ推進(主として女性活用)について、有識者による研究会を立ち上げ、ダイバーシティ推進への取組を促進・加速化するための方策について提言をまとめる。

<主な検討課題>

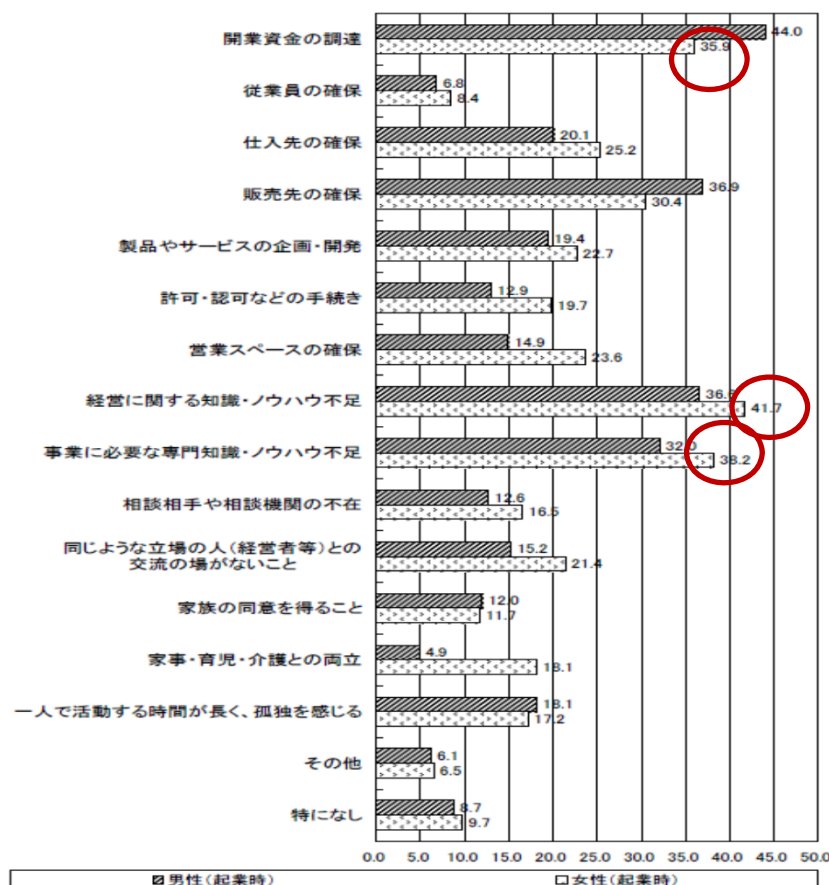
- ①日本経済におけるダイバーシティ推進の意義
- ②我が国のダイバーシティ推進における女性の意義
- ③女性の活躍のためのワークライフバランスの必要性
- ④女性の活躍による企業のパフォーマンスへの影響について
 - ・データ分析
 - ・成功事例ヒアリング、ベストプラクティス集の作成
- ⑤今後の普及促進及びその加速化のための具体的方策に関する提言

平成22年度女性起業家実態調査

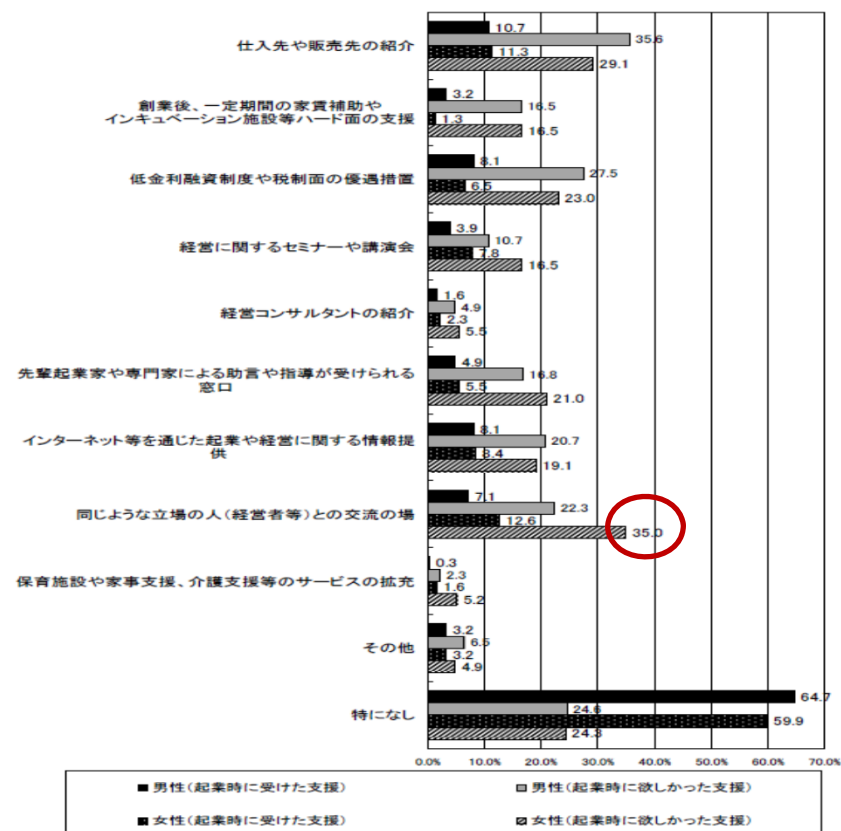
女性起業家の実態を把握するために、文献調査及びアンケート調査等を実施。

アンケート調査から、起業の際、「経営や事業に必要な専門知識・ノウハウの不足」や「資金の調達」等の課題が挙げられ、また、「同じような立場の人(経営者等)との交流の場」に対するニーズが高い等の結果が得られた。

起業時の課題(複数回答)



起業時に受けたサポート・支援と欲しかったサポート・支援(複数回答)



(備考) 20歳以上で起業して10年未満の者を対象としたインターネット調査。調査時期は2011年3月。回収件数は、男性309人、女性309人。

女性、若者／シニア起業家支援資金（経済産業省）

新規事業や雇用の創出を図ることを目的とし、起業意欲のある女性・若者・高齢者を対象に、日本政策金融公庫が必要な資金を低利で融資する。

1. 対象者

女性、若者（30歳未満）又は高齢者（55歳以上）のうち、新規開業して概ね5年以内の者

2. 資金使途

中小企業事業：設備資金及び長期運転資金

国民生活事業：設備資金及び運転資金

3. 貸付限度額

中小企業事業：7億2千万円（運転資金は2億5千万円）

国民生活事業：7千2百万円（運転資金は4千8百万円）

4. 貸付利率

中小企業事業、国民生活事業

設備資金：特利1、特利3 ／ 運転資金：基準金利

※特利3は、「技術・ノウハウ等に新規性がみられる事業」のうち、一定の製品化及び売上が見込める中小企業が対象

5. 貸付期間

15年以内。ただし、長期運転資金（国民生活事業は運転資金）については、7年以内

6. 実績（平成11年4月（制度創設時）～平成22年度末の累計実績）

件数： 90, 222件（うち女性： 50, 113件）

金額： 4, 508億円（うち女性： 2, 495億円）

新創業融資制度（経済産業省）

創業を強力に支援するため、事業計画（ビジネスプラン）の審査により、日本政策金融公庫（国民生活事業本部）の「女性、若者／シニア起業家支援資金」等の融資制度を無担保・無保証人（本人保証無し）で、利用できる特例措置。

1. 対象者

新たに創業する方、又は創業して税務申告を2期終えていない方で、次のいずれかの該当者

- ・雇用（パートを含む）の創出を伴う事業を始める者
- ・技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始める者
- ・勤務経験あるいは修得技能がある事業を始める者

2. 貸付限度額 1,000万円（開業予定者又は開業後税務申告が未了の者の場合、開業資金の1／3以上の自己資金が必要）

3. 貸付条件 無担保・無保証人

4. 貸付期間 運転資金5年、設備資金7年以内（据置期間6カ月以内）

5. 貸付利率 対象となるそれぞれの貸付制度に規定する貸付利率に別に定める率を加えた利率
（例）女性、若者／シニア起業家支援資金（平成23年9月9日現在）
5年以内： 3.40%（特利①1.75%＋上乘率1.65%）
又は 2.90%（特利③1.25%＋上乘率1.65%）

6. 実績（平成13年7月（制度創設）～平成22年度末の累計実績）

件数： 83,671件（9,186件）、金額： 2,781億円（260億円）

※（ ）内は、「女性、若者／シニア起業家支援資金（国民生活事業）」の女性起業家向け融資のうち、新創業融資制度を適用したもの（平成15年2月～平成22年度末の累計実績）。

ソーシャルビジネスについて

○ ソーシャルビジネス

- ・様々な社会的課題(高齢化問題、環境問題、子育て・教育問題など)を市場として捉え、その解決目的とする事業。「社会性」「事業性」「革新性」の3つを要件とする。

「社会性」:現在、解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること。

※解決すべき社会的課題の内容により、活動範囲に地域性が生じる場合もあるが、地域性の有無はソーシャルビジネスの基準には含めない。

「事業性」:ミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと。

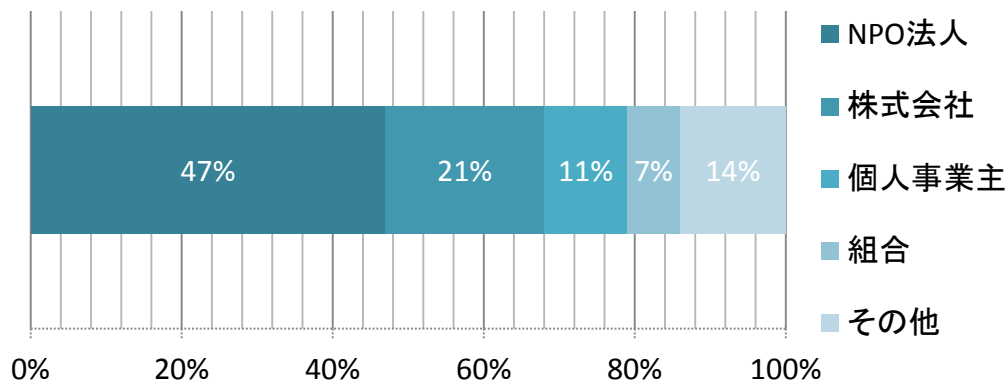
「革新性」:新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。また、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出すること。

- ・推進の結果として、経済の活性化や新しい雇用の創出に寄与する効果が期待される。

○ ソーシャルビジネス事業者

- ・主に、ソーシャルビジネスを行うことを目的として活動する事業主体。

組織形態



市場規模・雇用者数

	事業者数	市場規模	雇用者数
日本	8,000人	2,400億円	3.2万人
英国	55,000人	5.7兆円	77.5万人

(出典)経済産業省「ソーシャルビジネス研究会報告書」、英国内閣府「社会的企業行動計画」等

地域新成長産業創出促進事業費補助金 (ソーシャルビジネス支援)

事業の内容

○地域の様々な社会的課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネス（SB）を振興するため、各地域におけるSBのノウハウ移転や人材育成、企業等とSBの協働促進および成果の普及啓発を支援します。

(1) SB・企業連携支援機能強化事業

民間団体等が、企業等のリソースとSB事業者の活動をつなげる（コーディネートする）ノウハウを、他地域に移転する取組に要する経費を補助します。

(2) SBノウハウ移転・支援事業

農商工連携等促進人材創出事業

先進的に活動するSB事業者が類似の課題を抱える他地域で行う、成功モデルのノウハウ移転や、村おこし人材等の育成について、ノウハウのマニュアル化や現地研修等に要する経費を補助します。

(3) SBコンソーシアム新事業創出展開支援事業

複数のSB事業者と企業等が連携したコンソーシアムが、地域において新しい社会課題解決型事業を創出し、展開する取組に要する経費の2分の1を補助します。

＜条件（対象者、補助率等）＞

国

(1), (2) 定額10/10
(3) 補助率1/2

民間団体等
コンソーシアム

事業イメージ

経済産業省

(1) SBと企業等の
コーディネート
機能強化

(2) ノウハウ移転・
村おこし人材創出

(3) SBコンソーシ
アム新事業創出

企業等のリソ
ースを活用した
SBの基盤強化

先進的な
SBの創出

企業等との協
働事業による
SBの事業拡大

＜実績＞

(2) ノウハウ移転・支援事業の採択件数(平成20～22年度)

： 24件、うち子育て支援関係は3件

※平成22年度までは「地域新事業創出発展基盤促進事業」で実施。

SBによる新しい雇用・産業の創出

事例紹介(平成23年度ノウハウ移転・支援事業) ～女性が心を取り戻し、暮らしをつくる復興へ～

NPO法人吉備野工房ちみち(岡山県総社市)

- 地域資源を活用した住民主体の地域活性化手法(オンパク手法)による地域の資源を活用した取組み「みちくさ小道」を実施し、「地域再生プラットフォーム」づくりのための中間支援的組織として、県内外へのオンパク・モデルの普及を図っている。
- 「女性が中心となったNPO」という特性を活かし、地域の女性を巻き込んだ「まち歩き」「商品開発」などに取り組む。

<NPO法人吉備野工房ちみちの理念>

生活者の視点を持ちながら、地域の実情を日々感じ取り、人との関係を切り結ぶ女性だからこそ、地域社会に貢献できることがあります。

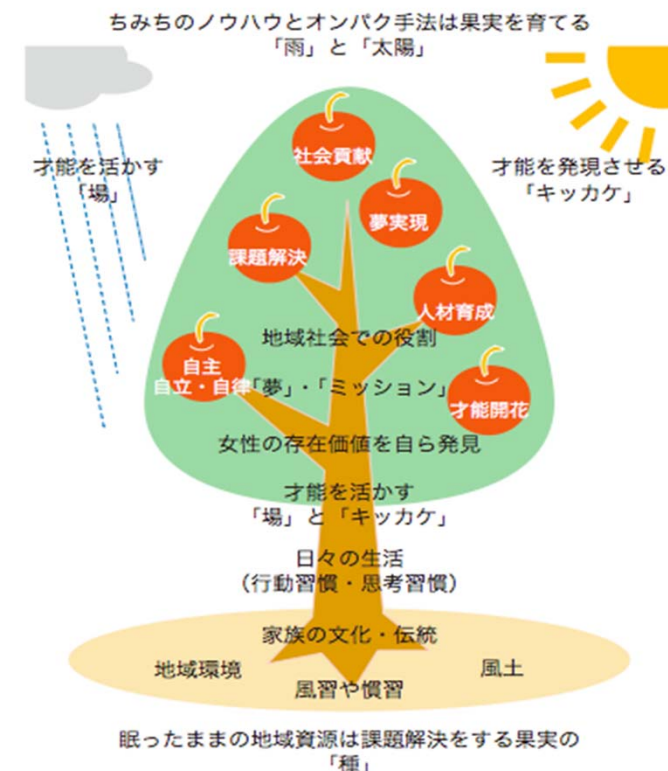
その繰り返される日常の活躍は、まだ社会的な活動として認知されておらず、女性自身も気づかないでいます。

自らの才能を活かす「場」と「キッカケ」があり、仲間がいて、社会に貢献しているという実感があれば、女性の活躍は一層多くの人との繋がりを生みだします。

ちみちは、その貴重な“人的地域資源”ともいうべき女性に活躍の場を提供することで、地域の全ての人に居場所と活躍の出番を創出します。

被災地復興の取組

被災地の生活基盤づくりには女性の視点が活かせると考え、意欲ある女性が地域で活躍する「場」と「きっかけ」を創出することを発案。「一般社団法人ジャパン・オンパク」と連携し、オンパク手法を被災地へ移転し、住民や自治体の協働による地域活性化を目指す。



平成 22 年度医療・介護等関連分野における規制改革・産業創出調査研究事業(子育て支援サービス創出事業)の概要

事業の目的

待機児童の解消は喫緊の課題であり、保育ニーズが多様化する中、利用者本位の子育てサービスを実現していくことが、我が国の経済成長の基盤として不可欠な要素である。

本事業では、利用者本位の子育て支援サービスを供給する制度構築に向け、次の調査を行い、客観的な検討材料等を収集・分析する。

1. 事業所内保育施設に関する調査
2. 保育現場における保育士以外の人材の活用状況に関する調査
3. 給食の外部搬入に関する調査
4. 保育事業者の申請書類の合理化可能性についての調査

本事業により得られる成果を活用し、子育て関連サービスの創出・提供につながる規制・制度の見直しを進めることにより、関連産業の振興及びこれに伴う雇用創出を図る。

新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～(2010年6月18日)

(抜 粋)

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

(6)雇用・人材戦略

(人口減少と超高齢化の中での活力の維持)

誰もが安心して子どもを生み育てられる環境を実現することは、女性が働き続けることを可能にするのみならず、女性の能力を発揮する機会を飛躍的に増加させ、新たな労働力を生み出すとともに、出生率の継続的上昇にもつながり、急激な人口減少に対する中長期的不安を取り除くことになる。また、子どもの安全を守り、安心して暮らせる社会環境を整備する。

このため、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進、放課後児童クラブの開所時間や対象年齢の拡大などにより、保育の多様化と量的拡大を図り、2020年までに、速やかに就学前・修学期の潜在需要も含めた待機児童問題を解消する。

1. 事業所内保育施設に関する調査 結果概要

事業所内保育施設の現状

	設置状況	検討状況
設置・検討についてのアンケート結果	事業所内保育施設を既に設置・運営している企業は 1.5%	事業所内保育施設を検討したことがある企業は 7.7% 現在も計画中な企業は 0.8%
設置・検討の実状	設置を検討する企業も少数だが、計画をしたり設置に踏み切る企業は ごく少数に留まっている	
アンケート結果に見る 設置・運営の課題	実際に苦労した点	検討の結果 設置しなかった理由
	運営上の課題	
	○設置・運営費用の負担 ○利用者増減に伴う保育士数の調整 ○児童の安定的な確保 (認可保育所への移行も含む)	○設置・運営費用の負担 ○設置する場所の選定・確保 ○利用者の確保
実際に設置した後と、 検討中に共通の課題	○設置・運営費用の負担 ○利用者(児童)の確保	

○設置・運営費用の負担 ○利用者(児童)の確保

一社が単独で設置するよりも、複数の企業による共同設置型や共同利用型の事業所内保育施設の方が、経済的負担や利用者確保の面で利点がある。

共同設置・運営の現状

ツリー型

設置主体:企業1社
運営企業:企業1社
※運営は保育事業者に委託
利用企業:設置企業を含む提携企業複数

並列型

設置主体:企業複数
運営企業:企業
※運営は保育事業者に委託
利用企業:企業複数

民間保育事業者主体型

設置主体:保育事業者
運営企業:保育事業者
※デベロッパーが共同事業主のこともある
利用企業:提携企業複数

保育事業の運営のみ保育事業者に委託され、他の業務は請け負わない。ただし、準備段階でのコンサルティングは必要で、保育に関する制度や取り決めは相談の上決定。
設置・運営に関する費用は全て設置主体の民間企業が負担。
長期継続の意思、施設開設・運営の負担額の理解、就業規則の整理が必要。

設置運営主体は民間企業複数社で、準備から運営まで全社で協議して行う。ただし実務上、幹事役の会社は必要。
設置費は幹事会社が負担し、他社は賃貸料として負担。運営費は全社が定員割合に応じて負担。
保育事業の運営のみ保育事業者に委託され、他の業務は請け負わない。

設置主体は保育事業者だが、共同事業者としてデベロッパーがいることが多いのが特徴。
デベロッパーが共同事業主の場合、施設作りだけでなく、開設までのシステム構築から賃料面、提携企業への営業など、費用面も含めてバックアップすることがある。
保育事業者は開設後の保育事業全般を担当。

設置場所・地域

共同事業所内保育施設は都心・ビル内立地が多いが、単独設置で地方・郊外の場合は独立した建物を建設することもある。

認可・認証保育所との棲み分け

助成金を受けられるように認可・認証と並列の施設を目指す傾向がある一方、認可・認証との差別化を意識して、知的活動や教育指導、職場近くにあるので仕事がしやすいシステムの構築、などに取り組む動きもある

2. 保育現場における保育士以外の人材の活用状況に関する調査 結果概要

潜在保育士は全国80万人程度と推計される。また、条件と機会が合えば保育施設へ就労意向がある人は66%に上った。しかし、勤務形態や賃金等条件は、雇用者側の条件と開きがある。

		有資格者	子育て経験のある非保育士
活用される側	潜在者数 推計	潜在保育士 82万人	末子小学生以上の母 785万人
	保育職への就労意向	「潜在保育士」にも一般の「子育て経験者」にも、就労意向者が6-7割いる。 (潜在保育士が、機会と条件が整うことを前提とした今後の保育施設での就労は、「働きたい」29%、「やや働きたい」37%、合計で66%に意向があった。) (同じく、無資格の子育て経験者は、「働きたい」21%、「やや働きたい」38%、合計で59%に意向があった。)	
	就労する場合の条件	「潜在保育士」も「子育て経験者」も、就労条件は、 「勤務形態」「通勤時間、休める」「賃金」「人間関係や職場雰囲気」 (潜在保育士が今後保育施設で働く際の条件としてあげた項目で5割を超えたのは、「勤務形態※」(65.4%)、「職員の人間関係」(62.6%)、「通勤時間」(59.0%)、「職場の雰囲気」(55.6%)、「急な家族の病気で休める」(54.2%)、「賃金」(53.4%))	
	勤務形態	「潜在保育士」も「子育て経験者」も、非正規職員の希望が多い。 (正規社員希望25%、非正規希望52%、どちらでも22%)	
	賃金	「潜在保育士」も「子育て経験者」も、希望賃金は正規職員で月21万円 (正規21.3万円/月、非正規1,018円/時間)	

「急な休みやすさ」「賃金の改善」がなされないと潜在保育士の掘り起こしは難しい。

ギャップ

現場で非保育士の採用が進み、よい評価を得られているが、法的な側面から採用数が抑制されており、保育士不足を補えていない。

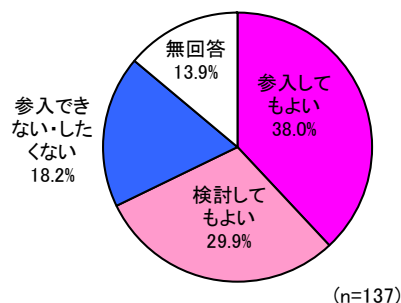
活用する側	雇用条件ミスマッチ	昼9時-14時希望者ばかり。諦めざるをえない。	
		保育士の初任給は17万円 (出典:賃金構造基本統計調査、平成21年厚生労働省)	
	条件合致を考慮した正規職員見込数 推計	2.3万人	14.5万人

3. 給食の外部搬入に関する調査 結果概要

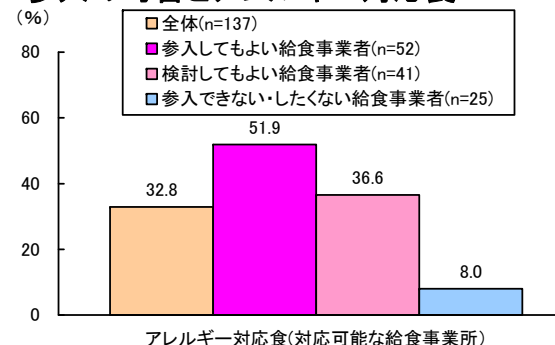
給食事業者の参入意向

保育施設への給食の外部搬入事業については、給食事業者は、食数、価格等の一定の条件が満たされれば、38.0%が参入してもよい、29.9%が検討してもよいとしている(図表1)。また、外部搬入において課題とされるアレルギー対応食は、参入してもよいと答えた給食事業者の半数が対応可能と回答している(図表2)。

図表1 給食事業者の保育施設の給食外部搬入への参入の意向



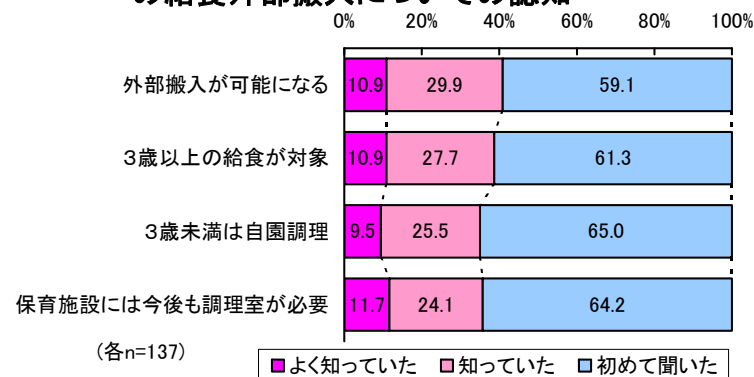
図表2 給食事業者の保育施設の給食外部搬入への参入の可否とアレルギー対応食



制度変化の認知

給食事業者のうち、認可保育施設への3歳以上の給食の外部搬入が容認されたことについて、約6割が「初めて聞いた」としている(図表3)。また、保育施設への給食の提供については、約半数が今まで検討したことはなかったとしている。認可保育施設が外部搬入を容認していなかった過去の経緯から、保育施設は、給食事業者の搬入先としてこれまでも現在も対象外とされていることがわかった。

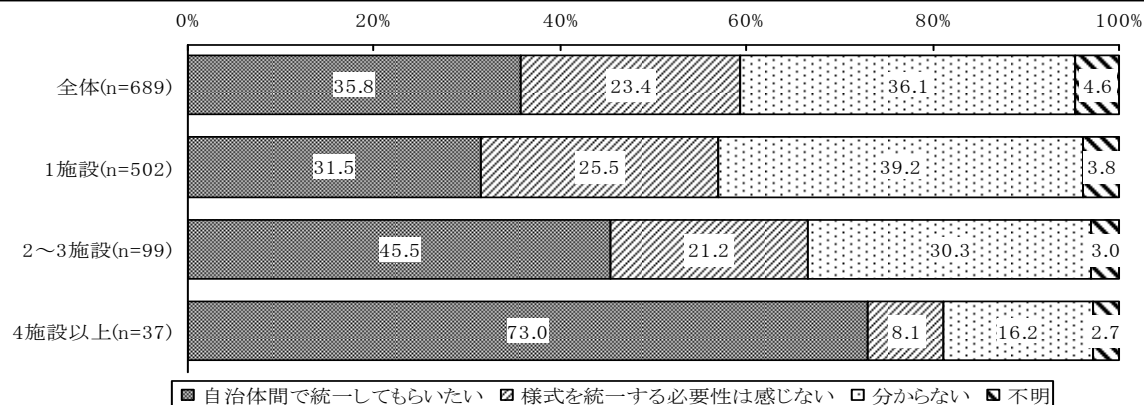
図表3 給食事業者の認可保育施設への3歳以上の給食外部搬入についての認知



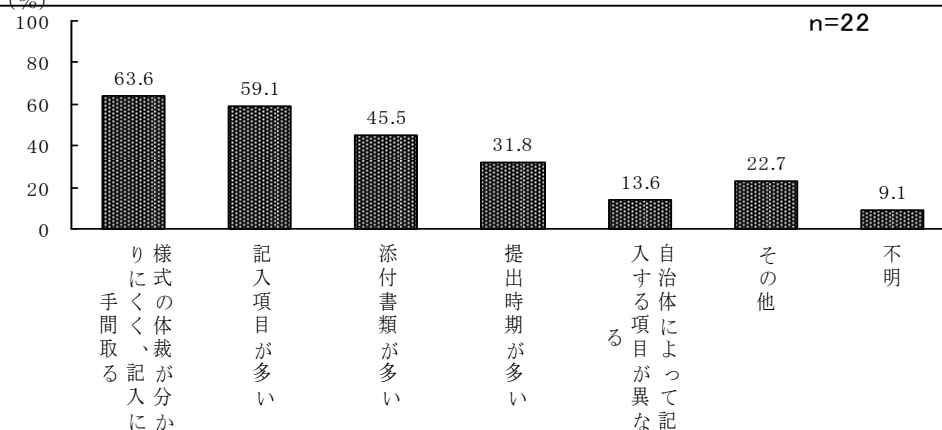
- ・外部搬入により、保育施設の運営コストの削減を図ることができる。また、本園から分園への提供でも外部搬入のメリットが得られる。
- ・7割以上の給食事業者が保育施設への給食提供に意欲を持っている。
- ・給食提供にかかる費用やニーズは、地域や規模によって異なる。全国一律の規制をするのではなく、保育事業者が外部搬入か園内調理かを選択できる環境を整備することが求められる。

4. 保育事業者の申請書類の合理化可能性についての調査 結果概要

認可外保育施設を運営する事業者では、多くの施設を運営する事業者ほど、申請書等様式に関し「自治体によって記入する項目が異なる」点を煩雑と感じる意見が多い。また、自治体間での様式の共通化を望む声も多い。



認可保育所を運営する事業者でも、半数近くの事業者が申請・届出等の様式の提出を煩雑と感じている。そのうちの6割が「様式の体裁が分かりにくく、記入に手間取る」点や「記入項目が多い」点を煩雑と感じている。



- ・運営費や補助金に係る手続や申請書等様式を合理化し共通化することにより、事業者及び自治体の事務処理負担を軽減することができる。
- ・複数の自治体で保育所を運営しようとする事業者が事務処理を効率化できれば、より多くの施設を運営しやすくなる。
- ・多くの企業が、社会福祉法人による設置運営を前提とした制度を問題点として認識しており、株式会社による認可保育園の運営を難しくしていると考えている。

平成 23 年度医療・介護等関連分野における規制改革・産業創出実証事業(生活支援サービス、保育現場における生産性向上及び保育現場でのリスク管理手法についての調査事業)の概要

事業の目的

生産年齢人口が減少する中、女性の労働参加比率を高め、就労人口の増加を図ることが、我が国の経済成長の基盤として不可欠な要素である。

その実現のためには、家事や育児と仕事との両立に貢献しうる「生活支援サービス」の浸透が有効と考えられる。また、利用者にとって満足度の高い保育サービスを充実させることが重要である。

本事業では、生活支援サービスのニーズを調査するほか、保育現場における生産性向上手法、保育現場でのリスク管理手法を検討する。

本事業により得られる成果を活用し、生活支援サービス及び子育て関連サービスの創出・提供に繋がる規制・制度の見直しを進めることにより、関連産業の振興及びこれに伴う雇用創出を図る。

事業の内容

上記事業目的に従って、以下のア、イ及びウに示すテーマについて、調査を行う。

(ア)被災地域における生活支援サービスのあり方に関する調査

…東日本大震災で被害の大きかった地域(岩手・宮城・福島)で、生活支援サービスのニーズを調査し、生活支援サービスを利用しやすい環境のあり方を検討する。

(イ)保育現場における生産性向上手法の適用に関する調査(※)

…他産業で実践されている生産性向上に資する取り組みを参考に、保育現場の生産性向上を図る手法を検討する。

(ウ)災害発生時における保育現場でのリスク管理及び対応策に関する調査(※)

…保育施設における事故情報等(災害時におけるものを含む)を収集し、分析・整理する。分析結果を踏まえ、災害発生時における保育現場でのリスク管理及び対応策をまとめ、公表する。